



厚木市住みよいまちづくり条例に基づく 新ごみ中間処理施設の都市計画素案に関する説明会のお知らせ

厚木市・厚木愛甲環境施設組合では、厚木市環境センターの老朽化に伴い、金田地区において、新たなごみ中間処理施設を建設するための『(事業名)ごみ中間処理施設整備事業』を計画しています。

この度、ごみ中間処理施設の都市計画素案を作成いたしましたので、厚木市住みよいまちづくり条例に基づく説明会を開催いたします。

今回の説明会では、素案の内容や今後の手続について説明させていただきますので、皆様の御意見をお聞かせください。

都市計画素案説明会

【開催日時】

平成30年6月19日(火)
午後7時

【会場】

依知南公民館 集会室
(厚木市下依知3-1-7)

※事前申込みは不要です。

当日直接会場にお越しください。

※駐車スペースに限りがございます。

公共交通機関を御利用ください。



都市計画素案に対する意見書の受付について

厚木市住みよいまちづくり条例に基づき、都市計画素案に対する意見書を御提出いただけます。意見書書式は会場で配布するほか、説明会終了後に公開する厚木市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d041582.html>

厚木市 ごみ中間処理施設

検索

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 受付期間 | 平成30年6月20日(水)から7月4日(水)まで【必着】 |
| 2 | 提出方法 | 郵送又は持参(メールやFAXでの受付はしていません。) |
| 3 | 提出できる方 | 厚木市在住の方、又は利害関係を有する方(素案に係る区域の土地に法律上の権利関係を有する方) |
| 4 | 提出場所 | 〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階 厚木市まちづくり計画部都市計画課 ※持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日を除く) |

1 『ごみ中間処理施設整備事業』の概要

事業の目的

厚木市環境センターは、昭和63年から約30年間稼働しているため老朽化しており、施設の建替えが必要な状況となっています。

本事業は、厚木愛甲環境施設組合が、厚木市、愛川町及び清川村の一般廃棄物（家庭ごみ等）の共同処理を行うため、広域的なごみ処理施設を整備するものであり、ごみの適正処理や循環型社会形成に寄与することを目的とします。

また、大規模災害発生時にも稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、地域の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物を円滑に処理する災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた地域の防災拠点となる施設とします。

ごみ中間処理施設の整備概要について



【事業の概要】

- 事業者 厚木愛甲環境施設組合（構成市町村：厚木市、愛川町、清川村）
- 場所 厚木市金田地内
- 区域の面積 約5.5ヘクタール
- 処理能力 273 t／日
- 供用開始 2025年度（予定）

緑地エリアについて

緑地エリアは、「自然環境に親しみながら子どもから高齢者までが安心して遊べて楽しむことができる気持ちの良い広々とした身近な緑地」を整備のコンセプトといたします。

なお、大規模災害が発生した際には、厚木市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物のうち、施設エリアで処理しきれない『分別された可燃ごみ』を一時的に仮置きする災害廃棄物一時保管場所として利用します。

2 都市計画素案の概要

都市計画を定める必要性

建築基準法第51条では、「ごみ焼却場は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と定められています。このことから、ごみ中間処理施設の敷地の位置を決定するため、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積について都市計画の素案を作成するものです。

都市計画素案の内容

厚木愛甲環境施設組合により整備されるごみ中間処理施設を、新たに都市計画施設として追加しますので、次のとおり都市計画決定の内容を変更します。なお、現厚木市環境センターは、ごみ中間処理施設の供用開始後、都市計画の廃止をします。

変更前 (都市施設の種類) ごみ焼却場

| 都市施設の名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|---------|----------------|-----------------|---------|-------------|
| 番号 | ごみ焼却場名 | | | |
| 1 | 厚木市営 廃棄物処理場 | 厚木市上古沢字寒野 地内 | 約2.14ha | 処理能力 200t/日 |
| 2 | 厚木市環境センター | 厚木市金田字新走落 地内 | 約2.8ha | 処理能力 330t/日 |

変更後 (都市施設の種類) ごみ焼却場

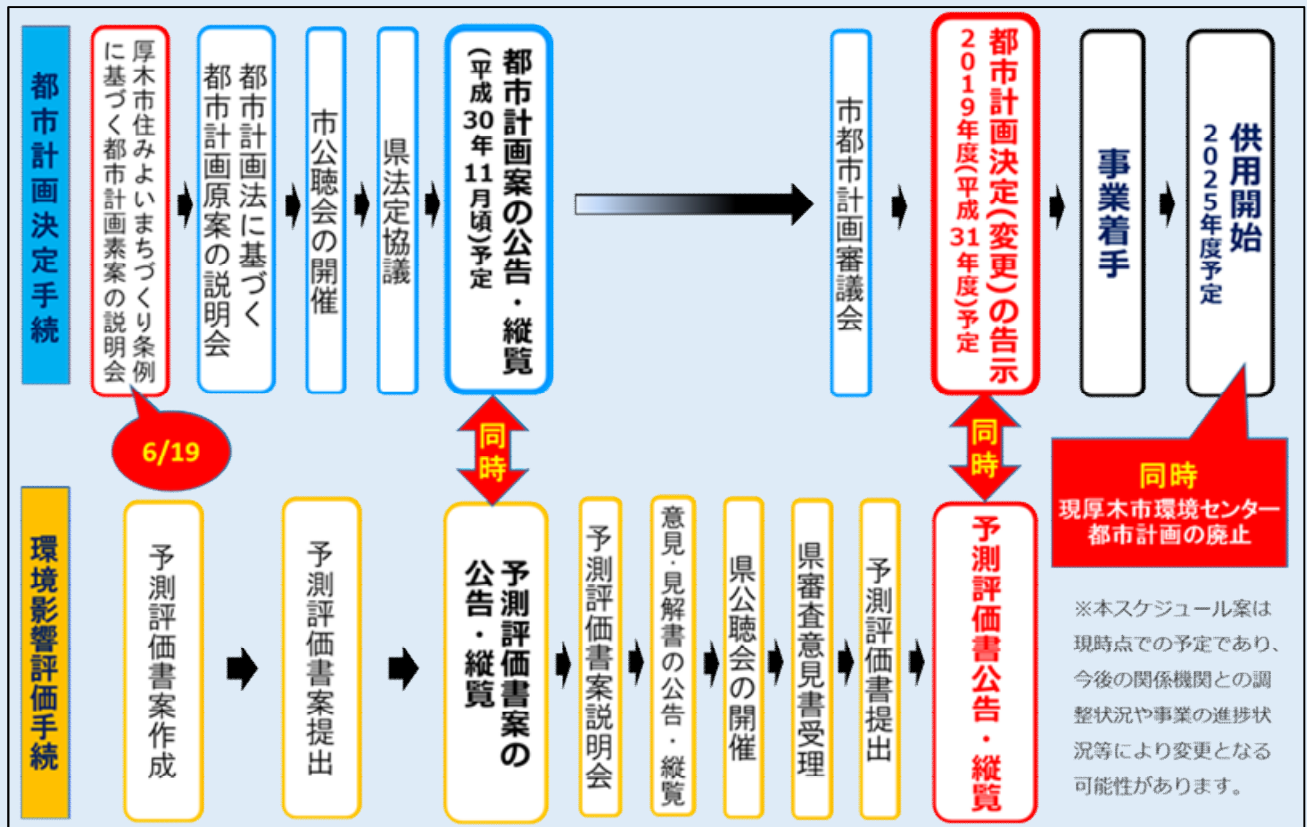
赤字: 変更する内容

| 都市施設の名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|---------|------------------------|---------------------------------|---------|---------------------------------------|
| 番号 | ごみ焼却場名 | | | |
| 1 | 厚木市営 廃棄物処理場 | 厚木市上古沢字寒 野地内 | 約2.14ha | 処理能力 200t/日 |
| 2 | 厚木市環境センター | 厚木市金田字新走 落地内 | 約2.8ha | 処理能力 330t/日 新施設供用開始後、 現施設は廃止を行う |
| 3 | 厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設 | 厚木市金田字新白 鳥・新前河内下・ 新・新森下地内 | 約5.5ha | 処理能力 273t/日 |



3 今後の事業の流れと都市計画手続

本事業は、神奈川県環境影響評価（環境アセスメント※）条例の対象事業となりますので、都市計画の手続と環境アセスメント手続を同時に進め、都市計画決定（変更）の告示と、予測評価書の公告・縦覧を、2019（平成31）年度に同時に予定しています。



※ 環境アセスメント

一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていくとする制度です。

《問い合わせ先》

・ 都市計画手続について

厚木市まちづくり計画部都市計画課 TEL (046) 225-2400 (直通)
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

・ 事業の内容について

厚木愛甲環境施設組合 TEL (046) 297-1153 (代表)
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階